証券コード　6727
平成28年５月31日

株　主　各　位

埼玉県加須市豊野台二丁目510番地１
株　式　会　社　**ワ　コ　ム**
代表取締役社長　山　田　正　彦

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って平成28年６月21日（火曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月22日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都新宿区西新宿八丁目17番３号
ベルサール新宿グランド　１階
イベントホール

３．目的事項

報告事項

１．第33期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第33期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第２号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

第３号議案　当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

４．議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年６月21日(火曜日)午後６時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、３頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、平成28年６月21日(火曜日)午後６時までにご行使ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページ（http://www.wacom.com/）に掲載しており、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従いまして、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の提供書面の他、当社ホームページに掲載した連結注記表及び個別注記表であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.wacom.com/）に掲載いたします。

【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社が指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 http://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「ＱＲコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2．議決権行使のお取扱いについて

(1)インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2)議決権の行使期限は、平成28年６月21日（火曜日）午後６時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3)書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4)議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1)パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2)パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1)パソコン用サイトによる場合

ア．画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。
(a).ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer
(b).PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader®又はVer.6.0以降のAdobe® Reader®
※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
ウ．ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
エ．上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバー及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。
(2)携帯電話端末用サイトによる場合
128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能な機種であること。
なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用になれない場合があります。

５．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
(1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］0120（652）031（受付時間　9:00～21:00）
(2)その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行　証券代行事務センター
［電話］0120（782）031（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

６．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法により議決権を行使していただくことも可能です。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）における当社グループを取り巻く事業環境は、世界経済が第３四半期までは先進国を中心に緩やかな回復基調を維持していましたが、中国など新興国での景気減速が強まる中で、欧州での難民問題の深刻化、さらに原油価格の低迷などから、第４四半期に入り世界的な景気の先行き不透明感が急速に広がりました。主要通貨に対する円相場は、前期と比べて対米ドルでは円安で推移してきましたが、第４四半期に入り急速に円高へと反転しました。また、アジア通貨に対しても第３四半期に入り円高へと反転し、対ユーロでは年度を通して円高で推移しました。IT分野では、モバイル、クラウド、ソーシャルネットワークなどが社会に浸透することで、業界の構造変化が進むとともに、当社製品を取り巻く市場環境も急激に変化しています。

ブランド製品事業のクリエイティブビジネス分野では、映画やコミック、ゲームといったデジタルコンテンツ制作が、アジアや南米などの新興国で急速な拡大を見せています。また、先進国では、3Dコンテンツへの関心の高まりとともに、従来の2Dから3Dへとアプリケーションの利用移行が進み、その入力デバイスとして直感的な作業に優位性を持つデジタルペンに注目が集まっています。一方、デザイン制作現場では、従来のデスクトップから、場所を選ばないクラウドをベースとしたモバイル環境が広がるとともに、作業効率を高めるカラーマネジメント機能の進化も加速しています。コンシューマビジネス分野では、タブレットに簡単に描画やメモ入力できるスタイラスペン市場が広がりを見せるとともに、紙に手書きしたアイデアをクラウドから編集・保存・検索できる、アナログとデジタルを融合したデジタル文房具が新たな市場を開拓しています。ビジネスソリューション分野においては、医療、教育、金融など幅広い分野でペーパーレス化や電子サイン認証へのニーズが高まっており、デジタルワークフローによるコスト抑制効果や情報セキュリティ向上の観点から、液晶サインタブレットの導入が進んでいます。

テクノロジーソリューション事業の分野では、スマートフォン市場において中低位機種が新興国を中心に急速に成長する一方、上位機種の成長が緩やかになったことから、

業界内での競争激化と構造変化が生じています。タブレット市場は、アンドロイドOS搭載モデルの販売低迷などから成長鈍化が見られました。また、ノートPC市場も、買い替えサイクルの長期化やキーボード着脱型タブレットモデルへの需要シフトなどから低調に推移しました。そのような環境の中で、ビジネスや教育用途で、読むだけでなく書くことを可能とするデジタルペン技術へのニーズが、タブレット市場を中心に広がりを見せています。また、幅広いユーザー層を持つ文房具市場においても、デジタル化へ移行する動きが活発化してきており、デジタルペンを使ったソリューションへのニーズが着実に高まっています。

このような急速に変化する事業環境の下、当社はグローバルリーダーとしての地位をより一層強固にするために、各事業での製品ラインの拡充と将来の成長基盤構築のための投資の強化に取り組んでいます。

ブランド製品事業においては、プロフェッショナルからコンシューマーまでの幅広いユーザーのニーズに応えるべく、クラウドをベースとした製品ライン拡充のための製品開発を進めました。テクノロジーソリューション事業においては、アクティブES（Active Electrostatic）方式デジタルペンの既存大手タブレットメーカーへの量産拡大を進めるとともに、新たな顧客獲得にも取り組み、中国大手タブレットメーカーであるファーウェイ社への供給も新規に開始しました。

さらに、顧客基盤のグローバル化やe-コマース（電子商取引）化が急速に進む中、柔軟かつ迅速な生産計画を可能にするサプライチェーンの再構築とIT基盤の整備に長期的かつグローバルな観点から取り組んでいます。あわせて、平成27年４月より顧客カテゴリー別のグローバルビジネスユニット（事業部）の新組織体制に移行し、事業戦略の統合とグローバル規模での事業成長加速に取り組みました。

デジタルインク技術の領域では、OSの違いを越えたデジタルインクの標準化を通じてデジタルインクの交換や共有を可能にする「WILL（Wacom Ink Layer Language）」のパートナー企業の拡大に努めました。その一環として、スマートフォンやタブレットなどに手書き入力したデジタルインクを活用するアプリケーションソフト開発イベント「Inkathon（インカソン）」を開催し、デジタル・ステーショナリー・コンソーシアムの設立に向けた準備を進めました。デジタルペン技術の領域では、マイクロソフト社からWindows対応のペン技術に関するライセンス供与を受けることを平成28年３月に合意し、今後当社は、独自技術のアクティブES方式とMicrosoft Penの両技術を１本のペンに搭載していくことが可能となりました。このように、当社は、多くのパートナー企業との協調を前提とするオープンパートナーシップポリシーの下、ペンとインク両方のデジタル技術のイノベーションを通じて、世界中の多くのお客様が様々な用途でクリエイティビティ（創造性）を発揮できるよう取り組んでまいります。

また、当社は、急激な経営環境の変化を踏まえて、新規市場の開拓と既存事業の更なる強化に取り組むことなどにより事業成長を図る「ワコム戦略経営計画 SBP-2019」（平成28年３月期から平成31年３月期まで）を平成27年４月に発表いたしました。同計画に沿って、平成31年３月期に連結売上高1,200億円、連結売上高営業利益率12%、連結株主資本利益率20%以上の達成を目標として、更なる企業価値向上を目指してまいります。さらに、コーポレートガバナンス・コードに対応した取り組みも進め、各原則の実施状況を反映した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を平成27年９月29日付で東京証券取引所に提出しています。

これらの結果、当連結会計年度の業績は売上高が77,568,014千円（前期比4.0%増）となり、営業利益は3,664,362千円（同40.3%減）、経常利益は3,776,509千円（同37.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,309,514千円（同33.5%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

○　ブランド製品事業

クリエイティブビジネスやコンシューマビジネスにおける新製品の投入効果や中国市場の継続的拡大、為替の影響などで、売上高は前期を順調に上回りました。

＜クリエイティブビジネス＞

・　ペンタブレット製品

「Intuos（インテュオス）」の中国での売上が第２四半期までに大きく伸長しました。また、平成27年９月に発表した新製品が、よりきめ細かく顧客セグメントのニーズに対応した製品ラインアップで高い評価を受け、順調に推移しました。これらにより、売上高は前期を上回りました。

・　モバイル製品

前期末に発表した、高機能クリエイティブタブレット「Cintiq Companion（シンティックコンパニオン）２」が、引き続き市場で好感され、特に平成27年５月に発表した最上位モデルが売上高に大きく貢献しました。さらに、自社で運営するインターネット販売サイトでの限定販売から特定量販店に販売網を拡大したことが売上高に寄与しました。一方で下期に入り、競争環境の変化や製品ライフサイクルの移行期による需要の減少が見られました。これらにより、モバイル製品全体の売上高は、前期から順調に伸長しました。

・　ディスプレイ製品

前期末に発表した、高精細な大型ディスプレイとカラーマネジメント機能を備え色再現力に優れたフラッグシップモデル「Cintiq（シンティック）27QHD」及び「Cintiq 27QHD touch」が順調に推移し、3D制作ツールとしても新たな市場を開拓しました。さらに、大型ディスプレイと操作性を兼ね備えた「Cintiq 22HD」、省スペースでありながら十分な描画エリアを確保した「Cintiq 13HD touch」など、すべての製品ラインアップで売上高を伸ばしたことから、売上高は前期を上回りました。

＜コンシューマビジネス＞

デジタル文房具への新たな取り組みの一環として平成27年９月に発表した、手書きノートをデジタル化し、クラウドで共有できる新製品「Bamboo Spark（バンブースパーク）」の販売が順調に推移しました。一方で、スタイラスペン製品は、同９月に発表した「Bamboo Fineline（バンブーファインライン）２」が好評を得たものの、一部のアジア・オセアニア地域を除いて苦戦しました。これらの結果、コンシューマビジネス全体の売上高は、前期を大きく上回りました。

＜ビジネスソリューション＞

前期に大型案件があった反動や対ユーロでの円高影響などにより欧州での売上高が大幅に減少しました。さらに、世界的な景気の先行き不透明感が広がる中で、複数の顧客企業での設備投資案件の長期化が見られたことなどから、ビジネスソリューション全体での売上高は、前期を下回る結果となりました。

＜地域別＞

米州では、ディスプレイ製品を中心に販売が伸び、さらに円安の恩恵を受けたことで、売上高は前期から順調に伸長しましたが、現地通貨ベースでは、ペンタブレット製品の売上高が減少したことなどで、前期を僅かに上回る程度の伸びとなりました。欧州では、クリエイティブビジネスの販売が堅調に推移し、また、コンシューマビジネスの「Bamboo Spark」の販売も順調に推移したことで、ビジネスソリューションの売上高が前期を下回ったものの、全体としては前期並みの売上高となりました。日本国内では、クリエイティブビジネスが順調に売上を伸ばし、ビジネスソリューションの販売も順調だったため、コンシューマビジネスの売上高が前期を下回ったものの、全体の売上高では前期から順調に伸長しました。アジア・オセアニア地域では、デジタルコンテンツ制作が急速に拡大していることなどから、中国を中心にすべての地域で売上高が前期を上回りました。

これらの結果、売上高は48,931,153千円（前期比12.2%増）、営業利益は8,035,559千円（同34.7%増）となりました。

※ クリエイティブビジネス：

ペンタブレット製品 ……	Intuosシリーズ（旧Bambooペンタブレットを含む。）
モバイル製品 ……	Cintiq Companion、Intuos Creative Stylus
ディスプレイ製品 ……	Cintiqシリーズ
コンシューマビジネス：	
スタイラスペン製品、タッチパッド製品、デジタル文房具製品 …	Bambooシリーズ
ビジネスソリューション：	
液晶サインタブレット製品 ……	STUシリーズ
液晶ペンタブレット製品 ……	DTシリーズ

○ テクノロジーソリューション事業

タブレット向けペン・センサーシステムの出荷が順調に推移し、デジタル文房具市場など新規分野の開拓にも努めましたが、ノートPC向けペン・センサーシステムの売上高が大きく減少したことで、売上高は前期を小幅に下回りました。

＜スマートフォン向けペン・センサーシステム＞

ペンカートリッジ化による自動生産や新規顧客の獲得に取り組んだ中、サムスン電子のGalaxy Note５向けの量産出荷が前モデル向けを下回って推移したことで、売上高は前期と比べて低調に推移しました。

＜タブレット向けペン・センサーシステム＞

教育タブレット案件のトルコ共和国政府向けの量産出荷が売上高拡大に大きく貢献したことや、当社独自の新技術であるアクティブES方式デジタルペン技術が、米系大手タブレットメーカーであるＨＰ社やデル社、中国大手のレノボ社など既存顧客での評価を得て量産化が進んだことや、新規顧客の獲得にも取り組み、中国大手のファーウェイ社への供給も新規に開始したことなどで、売上高は前期を上回りました。

＜ノートPC向けペン・センサーシステム＞

キーボード着脱型タブレットの増加によりデジタルペンの需要がノートPCからタブレットにシフトしたことやノートPC市場全体の在庫調整などから、売上高は前期から大幅に減少しました。

これらの結果、売上高は27,974,243千円（前期比7.6％減）、営業利益は3,130,082千円（同32.6％減）となりました。

○　その他

新製品「ECAD dio（イーキャドディオ）DCX R2」や「ECAD dio 2016」の出荷があった一方、マイクロソフト社がWindows XPのサポートを終了したことに伴う買い替え需要が落ち着いたことで、売上高は前期を僅かに上回る程度となりました。

これらの結果、売上高は662,618千円（前期比1.2％増）、営業利益は35,767千円（同35.1％減）となりました。

※　グローバル組織機構改革に伴い、事業及び製品区分は以下のとおりとなっております。

前期	当期	名称変更
ブランド製品事業	ブランド製品事業	無
クリエイティブビジネス	クリエイティブビジネス	無
コンシューマビジネス	コンシューマビジネス	無
特定業務分野向けビジネス	ビジネスソリューション	有
コンポーネント事業	テクノロジーソリューション事業	有
ソフトウェア事業	エンジニアリングソリューション	有

② 設備投資の状況
該当事項はありません。
③ 資金調達の状況
当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として2,000,000千円の調達を行いました。
④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第 30 期 (平成25年３月期)	第 31 期 (平成26年３月期)	第 32 期 (平成27年３月期)	第 33 期 (平成28年３月期)
売上高(千円)	61,068,078	78,615,309	74,557,460	77,568,014
経常利益(千円)	7,558,507	8,282,411	6,064,612	3,776,509
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	4,770,485	5,248,762	3,473,144	2,309,514
１株当たり当期純利益 (円)	29.81	31.31	20.86	14.00
総資産(千円)	50,124,193	50,859,157	51,456,857	51,566,632
純資産(千円)	29,211,533	32,799,328	33,858,970	31,096,396
１株当たり純資産額 (円)	173.15	196.14	202.14	188.22

(注) 平成25年６月１日付で１株につき400株の割合で株式分割を行いましたが、第30期の期首に当該株式分割が実施されたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ワコムヨーロッパ	557,648 千円	100%	当社電子機器製品の欧州、アフリカ、中東での販売及びソフトウェア開発
ワコムテクノロジー	1,030,880 千円	100%	当社電子機器製品の北中南米での販売及びソフトウェア開発

(4) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当社グループは、「a world alive with creativity（創造性にあふれる活き活きとした世界）」をビジョンとし、より豊かで創造的な暮らしを実現したいと願っております。そのために、自然で直感的な技術により人間のクリエイティビティを広げ、世界に貢献するグローバルリーダーを目指しております。

当社グループは、今後のユーザーインターフェイス技術の世界的な進化と拡大を見据えて、更なる技術力・開発力の強化、優秀な人材の確保とともに、今日までに築き上げたグローバルな事業組織、企業文化やブランド、そしてオープンパートナーシップポリシーの下、幅広い顧客との関係に基づいた競争力の高いグローバルな事業モデルの更なる強化により、長期的かつ安定的な事業成長と企業価値の向上を図れるものと考えております。

また、グローバルに事業を展開するに際して、企業の果たすべき社会的責任を真摯に受け止め、コンプライアンスの徹底とコーポレートガバナンスの継続的な強化に努めてまいります。

② 目標とする経営指標

当社グループは、平成27年４月に「ワコム戦略経営計画 SBP-2019」を策定し、市場と経営環境の著しい変化に当社の事業モデルを柔軟に対応させた成長戦略を定めて新たな経営目標を設定しました。ビジネスモデルのモバイル、クラウドベースへの進化を軸とする基本戦略を引き続き維持しつつ、新たなグローバル事業組織の下で、グローバル新規市場の開拓と既存事業の更なる強化に取り組んでいます。平成31年３月期に連結売上

高1,200億円、連結売上高営業利益率12%、連結株主資本利益率20%以上の達成を財務目標としてまいります。

③　中長期的な会社の経営戦略及び会社の対処すべき課題

当社グループは、上記「ワコム戦略経営計画 SBP-2019」の実現に向けた成長戦略を、次の７つの項目にまとめ、それらを着実に実行し成果につなげることを対処すべき課題と捉え取り組んでおります。

(対処すべき課題)

1) ビジネスモデルのモバイル、クラウドへの進化
2) 新グローバル事業体制による統合強化と成長加速
3) モバイル製品ラインの強化、3D市場の拡大、新興市場への投資によるクリエイティブビジネス加速
4) デジタル文房具とクラウド統合による新たなコンシューマーユーザーの獲得
5) アクティブES方式デジタルペン技術と「WILL (Wacom Ink Layer Language) 」によるテクノロジーソリューション事業の拡大
6) 「WILL」と電子サインソリューションによるワークフローとセキュリティビジネスの強化
7) グローバルビジネスシステムの活用による効率とスピードと収益性の向上

(具体的な対処方針等)

当社の成長戦略は、近年のビジネスプラットフォームの急速な変化に対応するとともに、ブランド製品事業とテクノロジーソリューション事業の両事業の成長を加速させることを軸としています。そのために事業組織体制を従来の地域別から顧客カテゴリー別のグローバル組織に組み換え、さらにITインフラをグローバルベースで活用することにより両事業の成長を支えてまいります。

1) ビジネスモデルのモバイル、クラウドへの進化

普及が進んでいるスマートフォン、タブレット等のモバイル情報機器とクラウドコンピューティングによる新しいITプラットフォームに対応するため、当社製品ラインを従来のPC向けからモバイル情報機器分野及びクラウドをベースとしたアプリケーションとサービスを統合したエコシステムへと拡大してまいります。

2) 新グローバル事業体制による統合強化と成長加速

グローバルな事業統合による成長を実現するため、平成27年４月に、従来の地域販社を中心とする販売体制から顧客カテゴリー別のグローバルビジネスユニット(事業部)への再編を行いました。これにより、地域に関わりなく各事業単位で顧客カテゴリーごとの戦略をグローバルに推進する体制を整え、事業成長を加速させてまいります。

3) モバイル製品ラインの強化、3D市場の拡大、新興市場への投資によるクリエイティブビジネス加速

従来のPC向けが中心であった当社の製品ラインに加えて、平成26年３月期より販売を開始したモバイル製品ラインは、今後も高い成長が見込まれています。これらのモバイル製品ラインに引き続き新製品を開発、投入し、市場の拡大を図ってまいります。また、デジタルデザインの最先端では3Dモデリングや3Dデザイン、3Dプリンティングといった分野の更なる進化と拡大が見込まれています。さらに、中国、インド、南米といった新興国においてもデザイン産業の拡大が見込まれております。当社はユーザーのニーズに応える新製品を投入し、グローバルな市場における事業基盤を強化していくことで、クリエイティブビジネス分野の積極的な拡大を図ってまいります。

4) デジタル文房具とクラウド統合による新たなコンシューマーユーザーの獲得

近年のモバイル情報機器とソーシャルネットワークの急速な普及と発展によって、コンシューマーのオリジナリティと発信力が大きく拡大しつつあります。また、スマートフォンやタブレットに加えて、アイデアを従来の紙とペンと同様に直感的に書きとめて共有できる新たなデジタル文房具へのニーズも高まってきています。当社は、新たなデジタル文房具の開発・投入と、クラウドと統合された独自のエコシステムを構築し、新たなコンシューマー市場を創出してまいります。また、グローバルなWebコミュニケーションの活用により、コンシューマーとモバイルユーザーに対するブランド認知を高め、ユーザーコミュニティーの形成を行ってまいります。

5) アクティブES方式デジタルペン技術と「WILL（Wacom Ink Layer Language）」によるテクノロジーソリューション事業の拡大

テクノロジーソリューション事業においては、平成27年４月期に量産を開始したアクティブES方式のデジタルペンに顧客の注目が集まっており、採用機種が大幅に増加しています。従来からのEMR方式のデジタルペンに加えて技術の複線化を図ることで、顧客にデジタルペン採用の選択肢を増やし、市場の創出・拡大を図ってまいります。また当社が開発した「WILL」は、デジタルインクデータを標準化し、OSの違いを越えた交換や共有を可能とするもので、これによりデジタルインクの利用拡大とデジタルペンの更なる普及を促進し、テクノロジーソリューション事業の拡大に寄与することを目指しています。

6) 「WILL」と電子サインソリューションによるワークフローとセキュリティビジネスの強化

ビジネスソリューション分野では、電子サインの利用によるワークフローの効率向上と高いセキュリティが注目され、今後の拡大が見込まれています。これらの市場に対して、当社は液晶サインタブレット製品だけでなく、「WILL」やサイン認証等のセキュリティ技術を活かしたサインソリューションを強化し、より迅速で効率的かつ安全な業務フローソリューションを提供してまいります。ハードウェア、ソフトウェアを統合したソリューションを顧客に提供することで金融、流通業界での浸透を図り、ビジネスソリューション分野の拡大につなげてまいります。

7) グローバルビジネスシステムの活用による効率とスピードと収益性の向上

現在構築中であるグローバルサプライチェーンやグローバルe-コマース（電子商取引）をはじめとした統合ITインフラの活用により、生産から販売・顧客サポートに至るまでの効率とスピードを大幅に改善し、収益性の向上につなげてまいります。

上記戦略の実行に注力する一方で、テクノロジーソリューション事業においては、市場環境と顧客動向の変化が激しいため不確実性が高く、業績が不安定に推移すると予想されます。そのため、ユーザー層の更なる拡大を図り、今後の事業の安定性向上に取り組んでまいります。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント（平成28年３月31日現在）

当社グループの事業は、製品別に構成されており、以下のとおりになっております。

① ブランド製品事業
電子機器製品及び関連するソフトウェアの開発・製造・販売

② テクノロジーソリューション事業
デジタルペン、マルチタッチセンサー及びタッチパネルなどの部品及びモジュールの開発・製造・販売

③ その他
電気設計用CADシステムの開発・製造・販売

主要な製品は、次のとおりであります。

事　　業	主　要　製　品	売上高（千円）	売上構成比率（%）
ブランド製品事業	ペンタブレット、モバイル、ディスプレイ、スタイラスペン、タッチパッド、デジタル文房具、液晶サインタブレット、液晶ペンタブレット	48,931,153	63.1
テクノロジーソリューション事業	デジタルペン、マルチタッチセンサー、タッチパネルの部品及びモジュール	27,974,243	36.1
その他	電気設計用CADシステム	662,618	0.8

(6) 企業集団の主要拠点等（平成28年３月31日現在）

本社・工場	埼玉県加須市豊野台二丁目510番地１
支社	東京支社　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号 住友不動産新宿グランドタワー31階
営業所	名古屋営業所（名古屋市） 大阪営業所（大阪市） 福岡営業所（福岡市）
子会社	ワコムヨーロッパ（ドイツ連邦共和国） ワコムテクノロジー（アメリカ合衆国） ワコムチャイナ（中華人民共和国） ワコムコリア（大韓民国） ワコムオーストラリア（オーストラリア連邦） ワコムホンコン（中華人民共和国） ワコムシンガポール（シンガポール共和国） ワコムタイワンインフォメーション（台湾） ワコムテクノロジーサービス（アメリカ合衆国） ワコムインディア（インド共和国）

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ブランド製品事業	595 (102) 名	37名減 (11名増)
テクノロジーソリューション事業	201 (38)	14名減 (１名増)
その他	32 (６)	２名減 (－)
全社（共通）	227 (41)	36名増 (20名増)
合計	1,055 (187)	17名減 (32名増)

（注）１．使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、派遣社員を含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２．全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の使用人数であります。
３．臨時雇用者数が前連結会計年度末と比べて32名増加した主な要因は、組織再編に伴うものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
422 (121) 名	52名減 (25名増)	42.1 歳	10年２ヶ月

（注）１．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、派遣社員を含む。）は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２．使用人数が前事業年度末と比べて52名減少し、臨時雇用者数が25名増加した主な要因は、組織再編に伴うものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,000,000千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,000,000千円
株式会社埼玉りそな銀行	1,000,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　552,000,000株
② 発行済株式の総数　169,046,400株
③ 株主数　35,453名
④ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,096,200株	5.53%
SAMSUNG ASIA PTE. LTD.	8,398,400株	5.10%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	5,269,300株	3.20%
株式会社ウィルナウ	4,840,000株	2.94%
BNYML-NON TREATY ACCOUNT	4,729,900株	2.87%
惠藤洋治	4,425,000株	2.69%
THE BANK OF NEW YORK 133524	4,272,500株	2.59%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,138,900株	2.51%
CBNY-ORBIS SICAV	4,074,177株	2.47%
株式会社惠藤洋治事務所	3,904,900株	2.37%

（注）１．当社は、自己株式4,568,000株を保有しておりますが、上記からは除外しております。
２．持株比率は、自己株式4,568,000株を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年３月31日現在）

平成24年７月30日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数
180個

・新株予約権の目的である株式の数
72,000株（新株予約権１個につき400株）

・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１個当たり　192,400円（１株当たり　481円）

・新株予約権を行使することができる期間
平成26年８月17日から平成29年８月16日まで

・新株予約権行使の条件
新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、執行役員又は従業員であることを要する

・当社役員の保有状況

		新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	160個	64,000株	３名
	社外取締役	20個	8,000株	１名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山田　正彦	チーフエグゼクティブオフィサー
取締役	小見山　茂樹	ビジネスソリューション担当 エンジニアリングソリューション担当
取締役	山本　定雄	チーフテクノロジーオフィサー
取締役	藤島　安之	互助会保証株式会社代表取締役社長
取締役（常勤監査等委員）	水野　晴夫	
取締役（監査等委員）	蛯谷　毅	蛯谷会計事務所代表
取締役（監査等委員）	嘉村　孝	アーバントリー法律事務所代表

（注）１．取締役藤島安之氏並びに取締役（監査等委員）水野晴夫氏、蛯谷毅氏及び嘉村孝氏は、社外取締役であります。

２．取締役（監査等委員）蛯谷毅氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

３．取締役（監査等委員）嘉村孝氏は、弁護士の資格を有しており、また企業のコンプライアンスの実務に長年かかわり、その視点から財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．当社は、取締役藤島安之氏、取締役（監査等委員）水野晴夫氏、蛯谷毅氏及び嘉村孝氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

５．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために水野晴夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。

６．平成27年７月31日をもって、取締役（チーフファイナンシャルオフィサー）長谷川渉氏は、辞任により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、その負担すべき損害賠償責任の限度額を100万円又は同法第425条第１項に定める額のいずれか高い額とする旨の責任限定契約を締結しております。

③　取締役及び監査役に対する報酬等の総額

取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員の員数
		基本報酬	賞与	
取締役(監査等委員を除く) （うち社外取締役）	134,201 (11,939)	124,414 (11,939)	9,787 (－)	５名 （１名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	22,428 (22,428)	22,428 (22,428)	－ (－)	３名 （３名）
監査役 （うち社外監査役）	7,365 (7,365)	7,365 (7,365)	－ (－)	３名 （３名）
合計 （うち社外役員）	163,994 (41,732)	154,207 (41,732)	9,787 (－)	11名 （７名）

（注）１．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成27年６月26日開催の第32回定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額50,000千円以内）と決議いただいております。

２．監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年６月26日開催の第32回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

３．当社は、平成22年６月24日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

４．上記には、当事業年度中に退任した取締役及び監査役を含めております。

なお、当社は、平成27年６月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

・取締役藤島安之氏は、互助会保証株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、同社と当社の間に、特別の関係はありません。

ロ．当該事業年度における主な活動状況

ａ．取締役会、監査役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（５回開催）		監査等委員会（９回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 藤島安之	13回	100.0%	－	－	－	－
監査役 水野晴夫	２回	100.0%	５回	100.0%	－	－
監査役 蛯谷毅	２回	100.0%	５回	100.0%	－	－
監査役 嘉村孝	２回	100.0%	５回	100.0%	－	－
取締役（監査等委員） 水野晴夫	11回	100.0%	－	－	９回	100.0%
取締役（監査等委員） 蛯谷毅	11回	100.0%	－	－	９回	100.0%
取締役（監査等委員） 嘉村孝	11回	100.0%	－	－	９回	100.0%

（注）当社は、平成27年６月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。水野晴夫氏、蛯谷毅氏及び嘉村孝氏は、第33期に13回開催された取締役会のうち２回に監査役として、11回に取締役（監査等委員）として出席しております。

ｂ．取締役会、監査役会及び監査等委員会における発言状況

・藤島安之氏は、経営全般に関する助言、提言を適宜行っております。
・水野晴夫氏は、企業活動の適法性、適正性確保の観点からの発言を適宜行っております。
・蛯谷毅氏は、公認会計士としての専門的立場から、主に企業会計の分野についての発言を適宜行っております。
・嘉村孝氏は、弁護士としての専門的立場から、主に企業活動の適法性確保のための発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　PwCあらた監査法人

（注）PwCあらた監査法人は、平成27年７月１日付であらた監査法人から名称変更しております。

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49,000千円

（注）１．当社と会計監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、過去の実績等も勘案し会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することにいたします。会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

⑤ 当社子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、ワコムヨーロッパは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査〔会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。〕を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての取締役会の決議の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 企業活動の基本方針として、「ビジョン・ミッション・大切にする価値観」を定め、法令と社会倫理の遵守及び社会への貢献を企業活動の前提とし、企業文化の基礎とすることを徹底する。また、代表取締役社長であるグループCEOを中心として当社グループ全体の活動をもってその定着と推進に取り組む。
2. 当社機関として、取締役会と監査等委員会を設置する。取締役会は、取締役会規則により運営され、法令・定款に適合した内部統制の構築と推進、経営方針及び事業計画の策定と実施に責任を持つ。監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき運営され、取締役の意思決定及び業務執行を監視する。
3. 取締役会は、取締役及び使用人が法令等を遵守し、健全な社会規範の下に職務を遂行することを徹底し、特に、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨む。
4. 取締役会は、業務執行の最高責任者として代表取締役社長を選任し、代表取締役社長は、グループ会社全体の業務執行を統括するグループCEOを兼務する。グループCEOは、取締役会の方針のもと、グループ会社の経営戦略の立案と経営計画の立案・実施、内部統制の推進・強化に責任を持つ。
5. グループ経営及び業務執行の責任の明確化及び効率化を図るためにエグゼクティブ・バイスプレジデント（以下、EVP）を置く。各EVPはグループCEOを補佐して経営戦略の立案と実施に貢献する。また、「ビジョン・ミッション・大切にする価値観」を推進し、担当部門においての業務執行に責任を持つとともに、内部統制の推進及び強化に対し責任を持つ。
6. グループCEOの直轄部署として、インターナル オーディットを設置し、法令・定款・規則・規程等の遵守並びに業務執行を監査する。また、内部統制上の課題を把握し、該当部門への業務改善勧告・指導を行うとともに、グループCEOに対し報告を行う。
7. 関係会社の内部統制の推進と強化は、取締役会で任命する各関係会社の責任者がこれを行う。
8. グループCEOの諮問機関であるエグゼクティブ コミッティを原則として月１回開催し、事業計画の進捗と業務執行に関する課題を検討し、必要な対応を行う。エグゼクティブ コミッティは、当社グループのビジョン、ミッション、価値観及びブランドの維持、促進を図るとともに、当社グループの中長期的な成長と年度目標達成のための戦略を策定する。

9. グループCEOを委員長とするポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティを設置し、ポリシー等の規程類の整備、業務プロセスの整備、情報セキュリティ、J-SOX、その他の内部統制に関する重要な課題の把握・審議を行い、その結果に応じ対応策の実施、又は必要な通知、指導を取締役及び使用人に対して行う。

10. グループ会社それぞれに、取締役及び使用人がコンプライアンス上の問題等を発見した場合に報告・通報を行うことができる窓口として、社外第三者機関によるリスクホットラインを設置し、内部統制の維持と自浄プロセスの向上を図るものとする。通報は、匿名を可能とし、通報者がそのことによる不利益を受けないことを確保する。

11. グループCEOを委員長とするヒューマン リソース コミッティを設置し、使用人の法令・定款・規則・規程等の違反行為について調査を行い、就業規則及び賞罰規程に基づき適切な処分を行い、その再発防止を図る。

12. 取締役の法令違反等については、グループCEOが取締役会及び監査等委員会に速やかに報告し、取締役会の指示決定に従うものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 文書管理規程を定め、次の各項に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連文書とともに保存するものとする。

・株主総会議事録 ・取締役会議事録 ・エグゼクティブ コミッティ議事録
・ポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティ議事録
・コンプライアンス アンド リスク コミッティ議事録
・ヒューマン リソース コミッティ議事録 ・内部監査報告書
・その他、法令・文書管理規程に定める文書

2. 上記文書の保管期間と保管部署に関しては、法令に別段の定めのない限り、文書管理規程で各文書の種類ごとに定めるところによるものとする。

3. 上記文書の保管場所及び保管方法は文書管理規程に定めるところによるものとし、取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. ディリゲーション オブ オーソリティー（DOA）、その他の規程により業務決裁に関するプロセス・権限の明確化を行い、相互牽制によるリスク削減に努める。

2. インターナル オーディットは、内部監査規程に定めるところにより当社グループの業務活動が法令・定款・規則・規程等に準拠し、実行されているかについて監査を行う。また、内部統制上の課題を把握し、該当部門への業務改善勧告・指導を行うとともに、グループCEOに対し報告を行う。

3. ポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティは、定期的にポリシー等の規程類の整備、業務プロセスの整備、情報セキュリティ、J-SOX、その他の内部統制に関する問題の把握・検討を行い、その結果に応じ対応・改善策を立案し実施する。また、取締役及び使用人に対し必要な通知又は指導を行う。

4. コンプライアンス アンド リスク コミッティは、グローバルなリスク分析、災害への対応計画の策定、緊急連絡網の整備やその他のリスク管理に関わる対応を行う。また、関係会社にリスクホットラインを設置し、内部統制の維持と自浄プロセスの向上を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社グループは、取締役の業務執行権限をEVPに委譲する。これにより、取締役は経営の迅速化・監督機能の強化等経営機能に専念し事業の構造改革を迅速かつ効率的に進める。

2. 取締役会は原則として月１回開催し、経営方針の決定とその実施に関する計画の立案と進捗に関しての検討を行う。また、中期経営計画を決定し、毎期の事業部門ごとの事業計画と予算を承認し、月次及び四半期ごとに業績及び進捗を管理する。

3. グループCEOの諮問機関であるエグゼクティブ コミッティを原則として月１回開催し、事業計画の進捗と業務執行に関する課題を実務的な観点から検討し、必要な対応を行う。エグゼクティブ コミッティは、当社グループのビジョン、ミッション、価値観及びブランドの維持、促進を図るとともに、当社グループの中長期的な成長と年度目標達成のための戦略を策定し、その実現を主導する。

⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. グループCEO、EVP及び各関係会社の責任者は「ビジョン・ミッション・大切にする価値観」を全社に推進し、法令と社会倫理の遵守及び社会への貢献を企業経営の前提として徹底する。

2. 各関係会社の責任者は、内部統制の確立と運用を図り、業務及び業務決裁の適正を確保する。

3. グループCEO及びEVPは、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。

4. グループCEOは、当社グループの財務報告の適正性を確保するために、同報告に係る内部統制システムの構築を行い、その整備・運用を評価する。

5. 監査等委員は、法令及び定款に基づき関係会社の監査を適宜実施し、その結果に応じて内部統制の改善策の勧告・指導、実施の支援・助言を行う。

6．インターナル オーディットは、グループCEOの指示により、関係会社の内部監査を適宜実施し、その結果に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

⑥　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

インターナル オーディットは、監査等委員会との連携により監査等委員の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会並びにグループCEOへ報告する。

⑦　監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役からの独立性等に関する事項

監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その業務を取締役、インターナル オーディット責任者等の指揮命令に優先するものとする。また、グループCEO及びEVPは、監査業務の円滑な実施のために必要な業務上の調整と支援を行わなければならない。

⑧　取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役又は使用人は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のある事項、内部監査やポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティで検討された内部統制上の重要な指摘や課題事項などを速やかに報告するものとする。

⑨　監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかにこれに応じるものとする。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査計画や監査方針に関して年度計画を策定しグループCEOと協議する。また、インターナル オーディットと重点監査内容の調整などを行い、監査効率の向上を図る。さらに、監査等委員会はグループCEO及び会計監査人である監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度に実施した当社グループにおける運用状況のうち主なものは以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に関する取組み

当社取締役会は、第33期には13回開催しており、ほぼ全員が全会に出席し適宜意見を述べ、実効性が保たれています。また、取締役会以外に取締役が重要事項を討議する場を設け、より適正で効率的な会社運営を可能とするように努めています。この取組みにより、取締役間のコミュニケーションが促進され、企業理念や経営課題に対する共通認識が深化しており、ひいては取締役会の審議の実効性が高まっています。また、取締役会のさらなる実効性の向上を目指し、取締役の自己評価による取締役会評価を実施しました。

② 監査等委員の職務の執行に関する取組み

当社監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき運営され、第33期には、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会を含め14回開催し、取締役の意思決定及び業務執行を監視しています。監査等委員会は、監査計画や監査方針に関して年度計画を策定しグループCEOと協議するとともに、当社グループの内部監査を行うインターナル オーディットと重点監査内容の調整等を行い、監査効率の向上に努めています。さらに、監査等委員会は、グループCEO及び会計監査人である監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しています。また、常勤の監査等委員を置くことで円滑な情報収集を図るとともに、取締役会、インターナル オーディット及び各部門と連携し職務の執行をしております。

③ 業務執行の適正性の確保と効率性の向上のための取組み

当社グループでは、業務執行の適正性の確保と効率性を向上するために、業務決裁に関するプロセスと権限を明記したディリゲーション オブ オーソリティーを定めており、その運用状況は、インターナル オーディットによる内部監査で確認しています。また、グループCEO及びエグゼクティブ バイスプレジデントが出席し、事業戦略及び計画の進捗と業務執行に関する課題解決を検討するエグゼクティブ コミッティ、当社グループのポリシー等の規程類や業務プロセスの整備等を検討するポリシー・プロセス アンド コントロールズ コミッティ等の会議を定期的に開催しました。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループが株主の皆様に還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の持続的かつ中長期的な向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、ステークホルダーにも十分配慮した経営を行う必要があります。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株券等の大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、平成26年４月に「中期経営計画WAP1215(Wacom Action Plan for Changing Platform 1215）」を修正しましたが、その後の内外の事業環境の変化に鑑み、新たに「ワコム戦略経営計画（Wacom Strategic Business Plan）SBP-2019」を策定し、第36期（平成31年３月期）に連結売上高1,200億円、連結売上高営業利益率12%、連結株主資本利益率20%以上を達成することを財務目標としております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要（買収防衛策）

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成25年６月開催の定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を更新しました。

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付又は公開買付けを実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。一方、当社取締役会は独立性の高い（ⅰ）当社社外取締役、（ⅱ）社外の有識者のいずれかに該当する委員３名以上で構成される独立委員会を設置し、独立委員会は外部専門家等の助言を独自に得た上、買付内容の検討、株主の皆様への情報開示と当社取締役会による代替案の提示、買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると独立委員会が判断した場合は、対抗措置の発動（買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施）を取締役会に勧告します。

④　当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み及び本プランがいずれも基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、前記「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要」についての各施策はいずれも当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであることから、基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

また、当社取締役会は、本プランは基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。その理由は以下の(イ)ないし(チ)に記載のとおりです。

(イ) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(ロ) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることを目的として導入されました。

(ハ) 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任に関する議案が承認されることにより導入されました。

また、当社取締役会は、一定の場合に本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において、株主の皆様の意思を確認することとしています。さらに、本プランには、有効期間を約３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

(ニ) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの発動に際しては、独立性の高い社外取締役から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとしています。さらに、独立委員会は、当社の費用で独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(ホ) 当社取締役の任期は１年であること

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を１年としております。従って、毎年の取締役の選任を通じても、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(ヘ) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(ト) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。

(チ) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続と機動的な自己株式取得を基本方針としております。

配当の決定機関につきましては、当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨定款に定めております。

配当性向につきましては、内部留保を確保するとともに、当社へのグローバルな投資喚起を目的として連結ベースで40%以上を維持いたします。

配当の回数につきましては、配当事務にかかるコストも考慮し、配当原資が確定する期末日を基準とする年１回の現金配当を基本方針としております。

自己株式取得については、配当のように定期的な実施を基本方針とせず、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策として遂行してまいります。

なお、株主優待制度につきましては、配当や自己株式取得以外での利益還元を望まれない株主様もいらっしゃいますので、公平性の観点から導入せず、現金配当と自己株式取得による利益還元を継続する方針です。

当期の配当につきましては、上記の方針に基づき１株当たり18円とさせていただきます。この結果、当期の配当性向は、連結ベースで128.6%となります。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	37,873,644	流動負債	16,478,632
現金及び預金	14,365,031	買掛金	6,102,787
受取手形及び売掛金	10,161,958	短期借入金	4,000,000
商品及び製品	8,229,212	未払費用	2,884,408
仕掛品	270,483	未払法人税等	271,839
原材料及び貯蔵品	1,598,066	賞与引当金	941,847
繰延税金資産	1,458,666	役員賞与引当金	9,787
その他	1,894,900	その他	2,267,964
貸倒引当金	△104,672	固定負債	3,991,604
固定資産	13,692,988	長期借入金	2,000,000
有形固定資産	4,538,412	繰延税金負債	545,983
建物及び構築物	1,772,434	退職給付に係る負債	868,560
機械装置及び運搬具	596,236	賞与引当金	7,484
工具、器具及び備品	986,994	資産除去債務	153,996
土地	1,182,748	その他	415,581
無形固定資産	8,131,372	負債合計	20,470,236
ソフトウエア	2,884,895	純資産の部	
ソフトウエア仮勘定	4,822,758	株主資本	30,770,152
その他	423,719	資本金	4,203,469
投資その他の資産	1,023,204	資本剰余金	7,513,373
投資有価証券	241,167	利益剰余金	21,629,469
繰延税金資産	90,677	自己株式	△2,576,159
その他	769,109	その他の包括利益累計額	188,381
貸倒引当金	△77,749	その他有価証券評価差額金	40,431
		為替換算調整勘定	175,342
		退職給付に係る調整累計額	△27,392
		新株予約権	137,863
		純資産合計	31,096,396
資産合計	51,566,632	負債純資産合計	51,566,632

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**77,568,014**
売上原価		**46,832,029**
売上総利益		**30,735,985**
販売費及び一般管理費		**27,071,623**
営業利益		**3,664,362**
営業外収益		
受取利息	77,210	
受取配当金	34,364	
受取賃貸料	60,474	
その他	73,276	245,324
営業外費用		
支払利息	22,176	
為替差損	52,340	
支払手数料	25,532	
その他	33,129	133,177
経常利益		**3,776,509**
特別利益		
有形固定資産売却益	2,100	
新株予約権戻入益	29,115	31,215
特別損失		
減損損失	47,933	
有形固定資産売却損	3,810	
有形固定資産除却損	13,456	
投資有価証券売却損	22,507	
事業構造改善費用	119,739	
その他	2,790	210,235
税金等調整前当期純利益		**3,597,489**
法人税、住民税及び事業税	1,249,177	
法人税等調整額	38,798	1,287,975
当期純利益		**2,309,514**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,309,514**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,203,469	7,550,743	22,318,906	△1,455,137	32,617,981
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△2,998,951		△2,998,951
親会社株主に帰属する当期純利益			2,309,514		2,309,514
自己株式の取得				△1,219,000	△1,219,000
自己株式の処分		△37,370		97,978	60,608
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	△37,370	△689,437	△1,121,022	△1,847,829
当連結会計年度末残高	4,203,469	7,513,373	21,629,469	△2,576,159	30,770,152

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	27,370	1,068,558	△35,573	1,060,355	180,634	33,858,970
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△2,998,951
親会社株主に帰属する当期純利益						2,309,514
自己株式の取得						△1,219,000
自己株式の処分						60,608
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	13,061	△893,216	8,181	△871,974	△42,771	△914,745
当連結会計年度変動額合計	13,061	△893,216	8,181	△871,974	△42,771	△2,762,574
当連結会計年度末残高	40,431	175,342	△27,392	188,381	137,863	31,096,396

貸借対照表

（平成28年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	23,468,544	流動負債	13,875,160
現金及び預金	7,943,889	買掛金	5,779,565
受取手形	24,817	短期借入金	4,000,000
売掛金	9,897,988	未払金	2,540,208
商品及び製品	2,193,433	未払費用	506,117
仕掛品	242,327	未払法人税等	72,911
原材料及び貯蔵品	1,369,102	前受金	307,196
前払費用	128,955	預り金	30,518
繰延税金資産	422,869	賞与引当金	520,195
その他	1,246,264	役員賞与引当金	9,787
貸倒引当金	△1,100	その他	108,663
固定資産	14,765,641	固定負債	3,222,214
有形固定資産	3,281,337	長期借入金	2,000,000
建物	1,031,621	退職給付引当金	828,024
構築物	4,164	賞与引当金	617
機械及び装置	533,492	資産除去債務	151,028
工具、器具及び備品	648,999	その他	242,545
土地	1,063,061	負債合計	17,097,374
無形固定資産	8,057,926	純資産の部	
ソフトウェア	2,817,631	株主資本	20,958,517
ソフトウェア仮勘定	4,816,577	資本金	4,203,469
その他	423,718	資本剰余金	7,513,373
投資その他の資産	3,426,378	資本準備金	4,044,882
投資有価証券	235,978	その他資本剰余金	3,468,491
関係会社株式	2,127,476	利益剰余金	11,817,834
繰延税金資産	556,643	利益準備金	22,456
その他	577,547	その他利益剰余金	11,795,378
貸倒引当金	△71,266	繰越利益剰余金	11,795,378
		自己株式	△2,576,159
		評価・換算差額等	40,431
		その他有価証券評価差額金	40,431
		新株予約権	137,863
		純資産合計	21,136,811
資産合計	38,234,185	負債純資産合計	38,234,185

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**67,089,557**
売上原価		**47,295,192**
売上総利益		**19,794,365**
販売費及び一般管理費		**18,353,463**
営業利益		**1,440,902**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	10,350	
受取手数料	24,031	
その他	8,444	42,825
営業外費用		
支払利息	18,995	
為替差損	38,066	
自己株式取得費用	25,532	
その他	27,311	109,904
経常利益		**1,373,823**
特別利益		
新株予約権戻入益	29,115	
その他	5	29,120
特別損失		
有形固定資産除却損	11,146	
投資有価証券売却損	22,507	
事業構造改善費用	26,377	
その他	2,935	62,965
税引前当期純利益		**1,339,978**
法人税、住民税及び事業税	315,335	
法人税等調整額	158,568	473,903
当期純利益		**866,075**

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	4,203,469	4,044,882	3,505,861	7,550,743	22,456	13,928,254	13,950,710
当期変動額							
剰余金の配当						△2,998,951	△2,998,951
当期純利益						866,075	866,075
自己株式の取得							
自己株式の処分			△37,370	△37,370			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	△37,370	△37,370	－	△2,132,876	△2,132,876
当期末残高	4,203,469	4,044,882	3,468,491	7,513,373	22,456	11,795,378	11,817,834

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,455,137	24,249,785	27,370	27,370	180,634	24,457,789
当期変動額						
剰余金の配当		△2,998,951				△2,998,951
当期純利益		866,075				866,075
自己株式の取得	△1,219,000	△1,219,000				△1,219,000
自己株式の処分	97,978	60,608				60,608
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			13,061	13,061	△42,771	△29,710
当期変動額合計	△1,121,022	△3,291,268	13,061	13,061	△42,771	△3,320,978
当期末残高	△2,576,159	20,958,517	40,431	40,431	137,863	21,136,811

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

株式会社ワコム
取締役会御中

ＰｗＣあらた監査法人
指定社員 業務執行社員 公認会計士 加藤真美 ㊞
指定社員 業務執行社員 公認会計士 山本昌弘 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ワコムの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワコム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1．　重要な後発事象に関する注記（多額な資金の借入）に記載されているとおり、会社は、平成28年４月15日に借入契約を締結した。

2．　重要な後発事象に関する注記（自己株式の取得及び消却）に記載されているとおり、会社は、平成28年５月11日開催の取締役会において、自己株式の取得にかかる事項を決議するとともに、自己株式を消却することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月20日

株式会社ワコム
取締役会御中

ＰｗＣあらた監査法人
指定社員 業務執行社員 公認会計士 加藤真美 ㊞
指定社員 業務執行社員 公認会計士 山本昌弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ワコムの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

１．　重要な後発事象に関する注記（多額な資金の借入）に記載されているとおり、会社は、平成28年４月15日に借入契約を締結した。

２．　重要な後発事象に関する注記（自己株式の取得及び消却）に記載されているとおり、会社は、平成28年５月11日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項を決議するとともに、自己株式を消却することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は､会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハの掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告をうけ、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、その事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月30日

株式会社ワコム　監査等委員会

常勤監査等委員	水野 晴夫	㊞
監査等委員	蛯谷　毅	㊞
監査等委員	嘉村　孝	㊞

（注）監査等委員　水野晴夫、蛯谷　毅 及び 嘉村　孝 は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（４名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	【再任】 やまだ　まさひこ 山田　正彦 昭和33年３月31日 （平成27年度） 【取締役会への出席状況】 13回中13回（100％）	昭和61年４月　当社入社 平成８年６月　当社取締役電子機器事業部長 平成11年４月　当社常務取締役電子機器事業部長 平成15年６月　当社取締役兼専務執行役員 平成16年４月　当社代表取締役副社長兼代表執行役員 平成16年６月　当社代表取締役社長兼代表執行役員 平成27年４月　当社代表取締役社長 チーフエグゼクティブオフィサー（現任）	3,768,000株
2	【再任】 こみやま　しげき 小見山　茂樹 昭和34年３月28日 （平成27年度） 【取締役会への出席状況】 13回中12回（92.3％）	平成16年３月　当社執行役員オペレーションズ統括担当 平成17年６月　当社取締役兼執行役員オペレーションズ統括担当 平成22年４月　当社取締役兼執行役員ジャパン・アジアパシフィック統括本部長 平成27年４月　当社取締役エグゼクティブ・バイスプレジデント ビジネスソリューション担当兼エンジニアリングソリューション担当（現任）	12,800株
3	【再任】 やまもと　さだお 山本　定雄 昭和36年４月13日 （平成27年度） 【取締役会への出席状況】 13回中13回（100％）	昭和62年３月　当社入社 平成10年４月　当社電子機器事業部基礎開発部ジェネラルマネージャー 平成11年６月　当社取締役 平成16年６月　当社取締役兼執行役員Ｒ＆Ｄ統括担当 平成22年４月　当社取締役兼執行役員Ｒ＆Ｄ推進室ジェネラルマネージャー 平成26年４月　当社取締役兼執行役員技術開発本部長 平成27年４月　当社取締役 チーフテクノロジーオフィサー（現任）	752,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	【新任】 安藤（あんどう） 徹（とおる） 昭和40年11月12日	平成17年８月　GEモーゲージ・インシュアランス・コーポレーション入社 同社チーフファイナンシャルオフィサー 平成22年11月　アリアンツ火災海上保険株式会社入社 同社チーフファイナンシャルオフィサー 平成23年９月　同社取締役チーフファイナンシャルオフィサー 平成24年６月　AIU保険日本支社執行役員兼チーフファイナンシャルオフィサー 平成27年７月　当社入社 平成27年８月　当社エグゼクティブ・バイスプレジデントチーフファイナンシャルオフィサー（現任）	―
5	【再任】 藤島（ふじしま） 安之（やすゆき） 昭和22年３月25日 （平成27年度） 【取締役会への出席状況】 13回中13回（100％）	昭和44年７月　通商産業省入省 平成９年７月　日本銀行政策委員会 経済企画庁代表委員 平成10年７月　外務省パナマ共和国駐箚特命全権大使 平成13年８月　日商岩井株式会社業務顧問 平成14年６月　同社常務執行役員 平成14年11月　当社取締役（現任） 平成15年４月　日商岩井株式会社取締役専務執行役員 平成16年４月　双日株式会社取締役専務執行役員 平成17年10月　同社代表取締役専務執行役員 平成20年４月　同社副社長執行役員 平成22年４月　同社顧問 平成22年８月　互助会保証株式会社代表取締役社長（現任）	100,000株

（注）１．当社と各候補者との間に、特別の利害関係はありません。
２．藤島安之氏は、社外取締役候補者であります。同氏のこれまでの経験や幅広い知識を当社の経営に活かしていただきたく、選任をお願いするものであります。
３．藤島安之氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって13年７ヶ月であります。
４．当社と藤島安之氏の間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を100万円又は同法第425条第１項に定める額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。同氏が取締役に選任された場合は、同内容の契約を継続する予定であります。
５．当社は、藤島安之氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第２号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、業績向上に対する意欲や士気を一層高め、国際競争力の増大に資するため、以下の要領により、当社及び当社関係会社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の無償発行は、会社法第361条に規定される取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、別枠の報酬として当社取締役に割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する具体的な内容及び算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。当社取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、後記により算定される新株予約権１個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額となります。

なお、第１号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」をご承認いただいた場合、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く割当を受ける当社取締役は４名となり、当社取締役への新株予約権の割当数は4,000個を上限とします。

当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

また、当社は、新株予約権が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、国際競争力の増大に資することを目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的な内容は、当社取締役への報酬として相当なものであると考えております。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社関係会社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対し、業績向上に対する意欲や士気を一層高め、国際競争力の増大に資するため、以下の要領により新株予約権を発行するものであります。

２．新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権割当の対象者

当社及び当社関係会社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき

同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日以降付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

総数は20,000個（うち社外取締役及び監査等委員である取締役を除く当社取締役に対する割当分4,000個）を上限とする。

なお、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式2,000,000株を上限とし、前項(2)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、その前日以前の取引が成立した取引日のうち新株予約権の割当日に最も近い日の終値）に1.025を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間
割当日後２年を経過した日から３年間とする。
(7) 新株予約権の行使の条件
① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
② 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。
③ 新株予約権の相続は、これを認めない。
④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
(8) 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認されたとき、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案が株主総会で承認されたとき又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
(9) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(11) 新株予約権を行使した際に生じる１株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に、１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
(12) 新株予約権の公正価額
新株予約権１個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件を基に、ブラックショールズモデルを用いて算定するものとする。

第３号議案　当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成19年６月21日開催の当社第24回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」という。）を導入いたしました。その後平成22年６月24日開催の当社第27回定時株主総会及び平成25年６月27日開催の当社第30回定時株主総会の決議による更新を経て、本定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了することとなります。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成28年５月11日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第３号に規定されるものをいい、以下「基本方針」という。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第３号ロ(2)）として更新すること（以下、更新後のプランを「本プラン」という。）といたしました。つきましては、当社定款第９条の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、本プランに利用するため、後記２．「提案の内容（本プランの骨子）」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社は、平成27年４月１日付で新組織体制に移行し、同４月30日に新たな中期経営計画を発表しております。また、平成27年６月26日開催の第32回定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社に移行しております。これにともない一部文言等の修正を行っておりますが、旧プランから本プランへの実質的な変更はありません。

なお、現時点において特定の第三者から当社株式の大量買付けの提案を受けている事実はありません。

1．提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、「a world alive with creativity」のビジョンのもと、創造性にあふれる活き活きとした世界を実現することを目的として、人々の創造性の拡大に貢献するデジタル技術の提供に取り組んできました。現在では、映像制作やゲーム、工業デザイン、教育などあらゆる分野で当社製品は活用され、世界中のお客様のより自然で直感的な創作環境の実現に貢献しております。

この目的の実現と企業価値・株主共同の利益の継続的な向上のためには、特許・ノウハウなどの知的財産の拡大、付加価値の高い技術と製品の実現とともに、創造性を支えるグローバルな企業文化の育成、競争力の高いグローバルな事業モデルの強化など長期的な事業成長と価値の向上への取り組みが必要と考えております。また、その前提には、株主の皆様、お客様、取引先、従業員等のステークホルダーとの安定的な関係の構築が必要であると考えております。

当社株券等の買付けの提案を受けた場合に、その買付けが当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買付者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、当社の有形無形の経営資源、当社顧客を中心としたステークホルダーに与える影響とそれが企業価値に及ぼす影響、将来を見据えた施策の潜在的効果、世界中の各地域の有機的結合により実現され得るシナジー効果、当社グループの実情その他当社の企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があると考えています。

当社取締役会は、上記の要素に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株券等の大量買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

(2) 本プランの目的

本更新は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付けを行う者は、市場環境が激しく変化し、新たなイノベーションを起こしていく戦略を実行する中、当社の中長期的な目標達成にとって制約となりかねず、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付けを防止するとともに、大量買付けが行われる際に、当社取締役会が代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断したりするために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

２．提案の内容（本プランの骨子）

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、前記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り、当社株式の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株式の大量買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権をその時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って、新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有していた当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等から構成される独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については別紙１「独立委員会規則の概要」に記載のとおり。また、本更新時の独立委員会の委員は、別紙２「独立委員会委員略歴」に記載のとおり。）を設置し、かかる独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会（下記(2)「本プランの発動に係る手続」(g)に定義する。以下同じとする。）を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付けその他の取得もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案[1]（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」という。）がなされる場合を適用対象とします。

記

① 当社が発行者である株券等[2]について、保有者[3]の株券等保有割合[4]が20%以上となる買付けその他の取得

② 当社が発行者である株券等[5]について、公開買付け[6]を行う者の株券等所有割合[7]及びその特別関係者[8]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」という。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」という。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義する。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含む。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」という。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称する。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたうえ、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提出していただきます。

記

① 買付者等及びそのグループ（共同保有者[9]、特別関係者及び買付者等を被支配法人等[10]とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含む。）[11]

② 買付等の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含む。）

③ 買付等の価額及び算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含む。）

④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報

⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含む。）

⑥ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等

⑦ 買付等の後の当社グループの株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針

⑧ 買付者等と当社の他の株主との間に利益相反を生じる可能性のある場合における当該利益相反を回避するための具体的方策

⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報

⑩ その他独立委員会等が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(e)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業価値等の検討等に必要な時間を考慮して、適宜回答期限（但し、60日を上限とする。）を定めたうえ、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとする。以下同じとする。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記記載のとおり情報等の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等を受領してから60日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下、かかる独立委員会による情報収集及び検討に要する期間を「独立委員会検討期間」という。）。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会の代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称する。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」という。）の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その２（以下「発動事由その２」という。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、30日間を上限とするものとする。）で、独立委員会検討期間を延長できるものとします。

独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従うものとします。

なお、当社取締役会が本プランの不発動の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)上記(e)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合又は(ii)ある買付等について発動事由その２の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」という。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実並びに独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含む。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の内容、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その１

本プランに定められた手続に従わない買付等であり(買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。)、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その２

下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

① 株券等を買い占め、その株券等について当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

(d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係又は当社グループのブランド価値、企業文化を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」という。）は、別途調整がない限り１株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限として当社株式の１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去30日間（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含む。）に相当する金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、１ヶ月間から６ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者[12]、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者[13]、(IV)特定大量買付者の特別関係者もしくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け、もしくは承継した者又は(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者[14]（以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称する。）は、一定の例外事由[15]が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。）。

さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間、いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成28年５月11日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(7) その他の事項

本プランの内容のうち､本議案に定めのない事項又は本議案に抵触しない 事項については、当社取締役会において定めることができるものとします。

（ご参考）
本プランの骨子は、前記２．に記載のとおりですが、①本プランの更新及び本新株予約権の無償割当てに際して株主等の皆様に与える影響、並びに②本プランに対する取締役会の判断及びその理由はそれぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮のうえ、本議案につきご承認いただければと存じます。

① 株主等の皆様への影響

(1) 本プランの更新にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新にあたっては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当て決議を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載された株主の皆様（以下「割当対象株主」という。）に対し、その有する当社株式１株につき１個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、前記２．(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を含み相応の影響を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言並びに当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとする。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権１個当たり１円を下限とし、当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、１個の本新株予約権につき原則として１株の当社株式が発行されることになります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、前記２．(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様の本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる手続をとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、原則として、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式等を受領することになり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様に交付するときは、速やかにこれを交付いたします。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、１個の本新株予約権につき原則として１株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言並びに当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

② 本プランの合理性

(1) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保

本プランは、基本方針に基づき、当社株券に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものです。

(2) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

(3) 株主意思の重視

本プランは、当社の本定時株主総会において、当社現行定款第９条の規定に基づく当社取締役会への委任に関する議案が株主の皆様に承認されることを条件として更新されるものです。

また、前記２．(2)「本プランの発動に係る手続」(g)記載のとおり、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、前記２．(5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランには、有効期間を約３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家等の意見の重視

本プランの発動に際しては、独立性の高い社外取締役等から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において、独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、前記２．(2)「本プランの発動に係る手続」及び前記２．(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては取締役の期差任期は採用されていないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（注）1 第三者に対して、買付等を勧誘する行為を含みます。
2 金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
3 金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)。本議案において同じとします。
4 金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。本議案において同じとします。
5 金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。
6 金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。本議案において同じとします。
7 金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。本議案において同じとします。
8 金融商品取引法第27条の２第７項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
9 金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。本議案において同じとします。
10 金融商品取引法施行令第９条第５項に定義されます。
11 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
12 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
13 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義される。以下本脚注において同じとする。）の買付等（同法第27条の２第１項に定義される。以下本脚注において同じとする。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券所有割合がその者の特別関係者の株券所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
14 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され、もしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義される。）をいいます。
15 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとする。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」という。）が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

以　上

別紙１

独立委員会規則の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
・独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役又は（ii）社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。また、当社社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合は、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  ①　本新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施
  ②　本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  ③　その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  ①　本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  ②　買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定

③　買付者等の買付等の内容の精査・検討
④　買付者等との協議・交渉
⑤　当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
⑥　独立委員会検討期間の延長の決定
⑦　本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会招集の要否の判断
⑧　本プランの修正又は変更の承認
⑨　本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
⑩　その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
⑪　当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提出するよう要求することができる。
・独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案（もしあれば）の株主等に対する提示等を行うものとする。
・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
・各独立委員会委員は議決権1個を有するものとし、独立委員会の決議は、独立委員会委員のうち３分の２以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その３分の２以上をもってこれを行う。但し、独立委員会委員がやむを得ない事由により委員会に出席することができないときは、定足数の算定にあたっては当該委員を除外するものとする。

以　上

別紙２

独立委員会委員略歴

本プラン更新にあたっての独立委員会の委員は、以下の４名を予定しております。

●藤島　安之（ふじしま　やすゆき）　当社社外取締役
互助会保証株式会社　代表取締役社長
【略　歴】
昭和22年生まれ
昭和44年７月　通商産業省入省
平成９年７月　日本銀行政策委員会
　　経済企画庁代表委員
平成10年７月　外務省パナマ共和国駐箚特命全権大使
平成13年８月　日商岩井株式会社業務顧問
平成14年６月　同社常務執行役員
平成14年11月　当社社外取締役（現任）
平成15年４月　日商岩井株式会社取締役専務執行役員
平成16年４月　双日株式会社取締役専務執行役員
平成17年10月　同社代表取締役専務執行役員
平成20年４月　同社副社長執行役員
平成22年４月　同社顧問
平成22年８月　互助会保証株式会社代表取締役社長（現任）

*藤島安之氏は、会社法第２条第15号に規定される社外取締役です。
同氏と当社の間に特別の利害関係はありません。
*当社は、藤島安之氏を東京証券取引所によって義務付けられている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

●水野　晴夫（みずの　はるお）　当社社外取締役（常勤監査等委員）
【略　歴】
昭和18年生まれ
昭和42年４月　日本レミントン･ユニバック株式会社
（現日本ユニシス株式会社）入社
平成元年４月　日本ユニシス株式会社文書部長
平成11年７月　同社理事
平成14年７月　同社参事
平成16年４月　同社社友
平成16年６月　当社常勤監査役
平成27年６月　当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

*水野晴夫氏は、会社法第２条第15号に規定される社外取締役です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
*当社は、水野晴夫氏を東京証券取引所によって義務付けられている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

●蛯谷　毅（えびたに　たけし）　当社社外取締役（監査等委員）
蛯谷会計事務所　代表
【略　歴】
昭和18年生まれ
昭和43年４月　高倉公認会計士事務所（現新日本有限責任監査法人）入所
昭和47年９月　公認会計士登録
昭和60年６月　蛯谷会計事務所設立
同所代表（現任）
平成11年６月　当社社外監査役
平成27年６月　当社社外取締役（監査等委員）（現任）

*蛯谷毅氏は、会社法第２条第15号に規定される社外取締役です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
*当社は、蛯谷毅氏を東京証券取引所によって義務付けられている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

●嘉村　孝（かむら　たかし）　当社社外取締役（監査等委員）
アーバントリー法律事務所　代表
【略　歴】
昭和25年生まれ
昭和50年４月　司法修習生
昭和52年４月　裁判官任官
昭和58年５月　弁護士登録
昭和60年４月　嘉村孝法律事務所（現アーバントリー法律事務所）設立
同所代表（現任）
平成12年４月　明治大学大学院講師（現任）

平成14年６月　当社社外監査役
平成27年６月　当社社外取締役（監査等委員）（現任）

*嘉村孝氏は、会社法第２条第15号に規定される社外取締役です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
*当社は、嘉村孝氏を東京証券取引所によって義務付けられている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以　上

メ　　モ

定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿八丁目17番３号
ベルサール新宿グランド　１階
イベントホール
TEL　03（3362）4791



●交通のご案内

・地下鉄丸ノ内線西新宿駅　１番出口　徒歩約３分